

1 谷口雅史議員

- 1 わが町にも住宅改修促進補助事業を
- 2 特定健診時における男性特有の、がん検診の助成推進を



1 わが町にも住宅改修促進補助事業を

第3回定例会に、岩内町議会公明党を代表して一般質問をいたします。

わが町にも住宅改修促進補助事業を、低迷する町内の住宅建設業・設備業・電気工事業又、一人親方など、個人自営業などの業績不振など多く目立ちます。

住宅ラッシュの70年代から、今、住宅改修の時期を迎えた建物が多く目立ちます。

新築したくても出来ない、改修したくても資金の面で二の足を踏んでいる状態です。

快適な住環境の整備や町内建設業界等の進行並びに雇用の安定を図るなど、今、全国各地で住宅改修助成事業が話題を呼んでいます。

近隣の町村では倶知安町が、本年4月から住宅改修促進補助事業（通称、住宅リフォーム助成事業）が好評で制度を活用したリフォーム工事が増えているとの報道がありました。

内容は、町内に建設されている既存住宅の改修に要する費用の一部を補助する事業で、町内の建設業者が工事を行うこと等が、補助対象の条件になっています。

改修に要する費用が50万円以上のもので、補助金の額は20万円を限度に費用の2割を助成する事業で、昨年より行われているバリアフリー住宅改修補助と耐震診断・耐震改修補助事業とあわせて1千万円の事業費で行われています。

事業が始まって3ヶ月たった6月30日の申請状況は申請者55名に対して助成金976万円が予定されており、事業費が底をつく一歩手前となるほど、今後も制度の利用者が増えることが予想されることから臨時議会で600万円の追加事業費が可決されたそうです。

55件の申請に対して23業者が工事を行っており、工事種別としては、重複もありますが、外壁が27件、屋根が11件、水周りが20件、内装が9件、窓が7件と、一般リフォームが50件、バリアフリー改修が5件とのことでした。

又、助成対象工事費は9,523万円と助成金の10倍の工事金額となり、町の予算額の10倍の経済効果を産んでいることとなります。

岩内町民のみなさんから、他市町村で実施している住宅改修促進補助事業を行う予定はないのかと相談を受けます。

わが町で住宅改修促進補助事業を行うと、住宅建設業・工務店、窓・サッシ店、建築板金店、設備工事店、電気工事店、内装工事店、建築金物店、建設資材店、そこに勤めている従業員など、多くの町民の皆さんが快適な生活環境になり、町

の雇用の安定にと繋がると私は思います。

1. お伺いいたします。

住宅改修促進補助事業についての町長の御所見は。

2. わが町として多くの町民の皆さんが快適な生活環境になり、町の雇用の安定にと繋がる住宅改修促進補助事業の実施の予定はありますか。

【答 弁】

町 長：

谷口議員からは、2点にわたるご質問であります。

順次、お答えいたします。

1点目は、住宅改修促進補助事業について、2項目にわたるご質問であります。関連がございますので併せてお答えいたします。

住宅改修促進補助事業は、他町村で実施されている住宅等施策に係る助成制度であり、一般的に住宅リフォーム促進事業といわれているものであります。

リフォーム促進事業には、高齢化による介護者等対応のバリアフリー化改修、耐震不足による耐震化改修、さらには、老朽化による改修等が主な内容となっておりますが、本来的には、住宅等は個人の管理すべき財産であることから、これらのリフォーム改修等は、原則所有者が行うべきものであると考えております。

しかしながら、長引く不況下において、このような助成事業の実施は、地域における住宅施策の推進や関連する事業者への経済波及効果を兼ねた新たな事業展開として、近年、全国や道内の多くの自治体においても実施されているところであり、これまでもご答弁申し上げておりますが、岩内町においても地域の活性化に期待できる施策の一つであるものと考えております。

こうした中、岩内町におきましても要支援及び要介護の認定を受けた方々や身体障害者などに対するバリアフリー化への改修などの他、阪神淡路大震災の教訓から、新耐震基準に満たない住宅等の建築物に対し、耐震改修費に限度額を定め、助成を実施しているところであります。

今後の住宅リフォーム促進事業の導入の検討につきましては、各自治体における人口規模や経済産業構造のほか、戸建て住宅の所有状況や新築状況、高齢者世帯を含めた各世帯の状況、さらには、公営住宅への依存度等により、その事業の導入実施が大きく変わってくるものと考えております。

このような状況においては、定住人口の維持及び確保のため、良質で低質な宅地の分譲や戸建て住宅新築に対する助成など、まちの活力の向上に資する住宅と住環境づくりの検討も必要と判断しており、その対策の検討が急がれるところであります。

したがいまして、本年度策定予定の町住生活基本計画において、こうした住宅事情の課題を整理し、地域の事情に応じた施策方針を検討して参りたいと考えております。

2 特定健診時における男性特有の、がん検診の助成推進を

次に、特定健診時における男性特有の、がん検診の助成推進を。

命を守る政策に乳がん、子宮頸がんの検診など女性特有のがん検診の助成が公明党の強い主張により実現の運びとなりました。

今回は男性特有のがんの助成について質問いたします。

前立腺がんについて、前立腺は男性にだけある臓器です。

前立腺は膀胱の下にあり尿道を取り囲んでいます。

大きさはちょうど栗の実くらいで、形もよく似ています。

前立腺がんは、前立腺肥大症とともに、中高年の男性において注意すべき前立腺の病気のひとつです。

症状としては、尿が出にくい・排尿時に痛みがある・尿に血が混じる前立腺がんの発生には男性ホルモンが関与しており、加齢によるホルモンバランスの変化が影響しているものと考えられています。

ほかの臓器のがんとは異なり、ゆっくりと進行するため、早期に発見できれば、他のがんに比べて治りやすいがんであるといえます。

しかし、初期には自覚症状がほとんどないため、発見が遅れることがあります。

進行すると最終的には骨や他の臓器にまで転移することがあるため、早期に発見し、適切な治療を行うことが大切になります。

しかし、食事の欧米化および高齢化に伴い、その頻度は増加傾向にあり、泌尿器科領域におけるがんにおいては最も多いがんです。

特に50歳以後は加齢とともに増加し、前立腺がんは高齢者のがんであると言えます。

前立腺肥大症の場合と症状が似ていますが、前立腺がんは悪性であって、病気が進むと前立腺が大きくなるとともに、リンパ節や骨や肺などにがんが散らばり、色々な障害が起こります。

前立腺がんの治療を効果的に行うためには、症状が出る前にはがんを発見することが大切で、そのためには健診などで定期的にPSA検査を受けることがもっとも重要と言えます。

PSA検査は採血検査で済む簡単な検査です。

特定健診の折に実施している町村もあるようです。

近い将来、男性がん死亡者の上位になることが予想されます。

是非特定健診の折に検診費用を公費で少しでも助成して頂き多くの町民の皆さんに定期的に健診していただければと思います。

1. お伺いいたします。

前立腺がん検査についての町長の御所見は。

2. お伺いいたします。

早期に、前立腺がんを発見できる取り組みとして特定健診の折に検診時に町として公費助成導入の予定はありますか。

【答 弁】
町 長：

2点めは、特定健診時における、男性特有のがん検診の、助成推進についてのご質問であります。

1項めは、前立腺がん検査についての、所見についてであります。ご指摘のとおり、前立腺がんは男性特有のがんであり、50歳以降に発症するケースが多く、近年は増加傾向にあるとされております。

前立腺がんの検診については、これまで一般的であった触診による検査に加え、最近では、血液検査による前立腺特異抗原の数値を基準とした診断、いわゆる「PSA検査」の導入が図られたことで、前立腺がんの早期発見に大きな期待が寄せられているところであります。

私としても、早期発見による早期治療が期待されることで、患者はもとより、ご家族の物心両面にわたる負担の軽減という視点においては、有効と思われる検査の一つとして認識しているところであります。

2項めは、特定健診時における公費助成導入の予定についてであります。

特定健診については、その目的が、内臓脂肪型肥満の要因となる生活習慣の改善を指導することで、糖尿病などの患者や予備群の方々を減少させることにあるため、がんの早期発見を目的とする「がん検診」の検査自体を、特定健診の項目に入れることについては、事業の性格上、適当ではないと考えております。

しかし、これまでの胃がん検診などと同様、特定健診の「集団健診」の日程に合わせて、前立腺がん検診を追加実施することは差し支えないものであります。

そこで、市町村が実施する「がん検診事業」についてであります。この事業は、健康増進法の規定と、厚生労働省が定めた指針に基づいて実施することとなっており、また、がん検診事業における「がん検診」の種類についても、医療の専門家などが認める科学的根拠に基づき、厚生労働省が、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの、5種類に限定しているところであります。

前立腺がんについては、厚生労働省の見解として、PSA検査は、死亡率の減少効果の有無を判断する証拠が不十分であり、市町村などの「がん検診」での実施は「推奨しない」ものとしております。

ご指摘のとおり、自治体の中には、特定健診の日程に合わせて、前立腺がん検診を実施し、実態として公費による助成を行っている例も見受けられますが、町としましては、前立腺がん検診については、厚生労働省による具体的な指針が未だに定められておらず、検診を推奨する「がん」の種類に含まれていないこと、また、PSA検査の有用性について様々な意見があり、研究者の間でも評価が分かれることなどから、公費助成による事業の実施については、極めて慎重な対応が必要であると考えております。

今後におきましては、PSA検査の有用性の確立や、厚生労働省の評価を踏まえた指針の策定状況などを充分に見極めながら、判断をしていく所存であります。